

## 令和 7 年度女性の健康週間イベント業務委託仕様書

### 1 委託業務名

令和 7 年度女性の健康週間イベント業務委託

### 2 委託業務の目的

新宿区では、新宿区女性の健康支援事業実施要綱（平成 25 年 11 月 1 日付け 25 新健四業第 677 号。以下「要綱」という。）に基づき、女性の健康週間（3 月 1 日～3 月 8 日）に合わせてイベントを実施している。この業務を要綱第 3 条第 2 項の規定に基づき、専門的ノウハウを持つ事業者へ委託することにより、より多くの区民に女性の健康支援センターを周知し、女性の健康に関する意識や知識を高め、また健康度の向上を図ることを目的としたイベントを実施することができる。

### 3 履行期間

令和 7 年 8 月 1 日（金）から令和 8 年 3 月 19 日（木）まで

### 4 委託業務の履行場所

新宿区健康部四谷保健センター及び区が指定する場所

### 5 イベント概要

- (1) 実施日時 令和 8 年 3 月 7 日（土） 10:00～15:00
- (2) 実施場所 新宿区四谷三栄町 10 番 16 号 四谷保健センター 1 階 3 階 4 階 5 階
- (3) 対象 区民、そのほか女性の健康に関心のある人。

### 6 イベントの目的

区民に女性の健康支援センターを周知し、来庁者が楽しみながら女性の健康づくりのきっかけをつかめるような内容を盛り込んだイベントとすることで、健康度の向上を図る。

### 7 業務内容

女性の健康週間イベントの企画構成及び運営等を委託する。

#### (1) 打ち合わせ

企画、運営にあたり、来庁、電話、メールなどで区の担当者と随時打ち合わせを行う。来庁は月 1 回以上で、頻度などは区の担当者と調整する。

#### (2) 企画構成及び運営

##### ① コンテンツ

※ ○：受託者が企画、運営（当日の受付、指示、司会など）を担当する。

区：区が企画、運営（当日の受付、指示、司会など）を担当する。

※	コンテンツ	概要
○	a. 乳がんセミナー	乳がんをテーマとし、専門医師によるセミナーを設定する（1時間程度、定員50名程度）。子どもも参加できる内容とする。
○	b. ミニセミナー	女性が関心を持つテーマで、簡単な体験を含めたセミナーを3種類程度設定する（1回あたり20～45分程度、1回あたりの定員50名程度）。
○	c. 健康測定機器による測定等	身長、体重、握力などの健康測定機器を準備し、測定、結果説明、保健指導を行う。
○	d. 親子向けのコンテンツ	親子が楽しめる内容を複数設定する。
○	e. 食のコーナー	女性の健康に必要な食品、栄養を学べる内容を設定する。
○	f. オープニングセレモニー	
区	g. ヘモグロビンA1c値の測定	ヘモグロビンA1c値の測定、結果説明、保健指導
区	h. 女性の健康支援センター	女性の健康支援センターでの測定、結果説明、保健指導と女性の健康支援センターの周知
区	k. 歯科のコーナー	
区	l. 乳がん体験者の会によるコンテンツ	

また、担当するコンテンツについては、十分な従事スタッフを配置すること。コンテンツの兼務は可能だが、運営時間の重複などを考慮すること。

## ② 講師の選定・手配

がんセミナーについて、女性特有のがんに関して、ライフステージごとの健康課題やその対処などについて講義、講演実績のあるものを選定・手配するとともに、必要物品の用意、謝礼・必要経費の支払いを行う。

ミニセミナーについて、女性の健康づくりに関してライフステージごとの健康課題に関する知識について講義、講演実績のある者を選定・手配するとともに、必要物品の用意、謝礼・必要経費の支払いを行う。

講師の選定にあたっては、区と調整すること

## ③ 出演者調整

出演者への交渉、必要物品の用意、謝礼・必要経費の支払いを行う。

## ④ 当日の受付

来庁者の受付（人数把握、来場者プレゼントを渡す、アンケートの回収、誘導、案内など）を行う。混乱を避けるため、動線を工夫し、十分な人数を配置すること。

⑤ ボランティアの確保、調整

イベント運営にあたり、ボランティアを活用される場合は、その確保、調整を行う。

⑥ イベント参加者からのアンケート収集・集計

参加者からアンケートを収集、集計し、イベント終了後14日以内に提出する。

アンケートの設問及び集計方法については、区と受託者で協議する。

⑦ 資料の著作権及び肖像権等の許諾に関する一切の事務

セミナー等で使用する資料について、著作権及び肖像権等の許諾に関する一切の事務を行う。

(3) チラシのデザイン及び印刷

① 作成物

チラシ（A4両面カラー） 10,000枚程度

ポスター（A4片面カラー） 400枚程度

内容・デザインは事前に区と協議を行い、了承を得るものとする。

② 区への納品期限

令和8年1月26日頃

チラシのPDFデータも納品する。区は納品データを用いてチラシを印刷できる

※チラシの配布、区報への掲載、受講者の申し込み受付は区が行う

(4) 館内装飾

イベントとして来庁者が楽しめる館内装飾を提案し、実施する。

(5) 配布用の会場案内図のデザイン及び印刷又は、設置用の会場案内及びタイムスケジュールの作成、設置

A4サイズを2つ折りにして800枚程度（予定）

納品日は令和8年2月27日頃

(6) 会場の設営と撤去

① 設営・撤去日時

設営：令和8年3月6日（金）13時より

撤去：令和8年3月7日（土）イベント終了後

② 内容

会場、音響設備、撮影設備の設営と撤去

③ 留意事項

会場の撤去は、イベント終了後、速やかに原状復帰する。なお、原状復帰するための写真撮影など事前準備も含まれる。建具、壁、床、机等に汚損のないよう、注意すること。

業者等との搬入、搬出日時や保管場所の調整については、区の担当者とともにを行う。

#### (7) 参加者の保険の加入

イベント保険を必ずかけること。適用範囲については、出展者・出演者・来場者・スタッフのすべてをカバーすること。ただし、業務の一貫として本イベントに従事し、労災保険等が適用される者を除く。

#### (8) 協賛企業の確保、調整、配布準備

協賛企業との調整、協賛品の提供依頼、協賛品の配布準備を行う。内容や進行については、区の担当者と調整する。

#### (9) 従事者向けのマニュアル作成

イベントに従事する区の職員などに向けたマニュアル等の作成を行う。作成に当たっては、区の担当者と調整する。

#### (10) その他

- ① 館内を巡回するような工夫
  - ② 後日あらためて女性の健康支援センターを訪れたくなるような仕掛け
  - ③ 当日の呼び込み
  - ④ 事前の周知方法の工夫
- ①～④について、担当職員と協議し実施する。

※業務の詳細については、新宿区の担当者と十分な協議のうえ進める。

#### (11) 危機管理

- ① 設営から撤去に至るイベント全般における安全性を十分確保する。
- ② イベント当日は、会場全体にスタッフを配置し、危機管理にあたる。
- ③ トランシーバー等を使用し、各階の主要スタッフが連絡を取り合えるようにすること。
- ④ 来場者等の動線確保に注意すること。特に、受付、エレベーター前、エレベーターは込み合うため、事前に区の担当者と打ち合わせを行うこと。
- ⑤ 駐車場は限りがあるため、イベントに伴う利用台数は事前に区の担当者と調整する。不足の場合は、近隣の駐車場を使用すること。
- ⑥ 危機管理態勢について具体的なマニュアル(連絡網)を作成し、事前に周知する。
- ⑦ 急病人や怪我人に即応できるよう、レイアウトを考慮する際、そのスペースを確保する。

### 8 事業実施状況等の報告

受託者は、委託期間終了日までに区へ実績報告書を提出すること。

### 9 委託料の支払方法

区は、業務履行確認後、受託者からの請求を受けて指定の口座に支払う。

### 10 個人情報の保護及び情報の管理

受託者は、別紙「特記事項」を遵守し、個人情報の保護及び情報の管理を徹底する。

## 1 1 受託者の守秘義務

受託者は、この契約による業務の処理により、直接又は間接に知り得た内容を、一切第三者に漏らしてはならない。

## 1 2 その他

- (1) 本契約の履行にあたって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
- (2) 契約の履行にあたっては、「新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領」にある障害者への配慮等の実践に努めること。
- (3) 契約の履行にあたっては、新宿区環境マネジメントの取り組みに協力すること。
- (4) 本業務の成果物（電子データを含む）は全て区に帰属するものとする。
- (5) 本業務において製作される映像及び配付資料等の成果物は、他者の所有権や著作権等を侵害しないものとする。なお、本業務の履行にあたり必要な権利関係の確認等は、受託者の負担において行うものとする。
- (6) 本事業の一部を中止または延期する場合、費用分担については、区と受託者の双方協議のうえ決定する。
- (7) この仕様書に疑義が生じたとき又は定めのない事項については、区と受託者の双方協議のうえ決定する。